

## 第180回国会

社会保障と税の一体改革に関する特別委員会 平成 24 年 5 月 30 日

### 質問要旨

- 1.年金、特に国民年金の生活保障機能の低下について（厚生労働大臣）
  - ・ 老齢基礎年金のみの受給者
  - ・ 高齢単身世帯
  - ・ 第1号被保険者の状況
  - ・ 高齢者の生活保護と水準
  - ・ マクロ経済スライドと将来水準
2. 上記問題を今回の提出法案との関連について(厚生労働大臣)
  - ・ 年金加算
  - ・ 加入期間短縮
  - ・ 厚生年金適用拡大
- 3.歳入庁の設置について(岡田国務大臣、財務大臣)

### 衆議院TV動画

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

右のカレンダーから

「2012年5月30日」→「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」で  
「白石洋一」と書かれた部分をクリックして頂ければ見られます。

.....

次に、白石洋一君。

○白石委員 民主党の白石洋一と申します。

五十分であります。ちょっと私、ペース配分をつかみかねるところがありますので、考え直して、質問要旨の三番目、歳入庁の方から、早く済む方からやらせてもらいたいと思います。

歳入庁の設置についてでございますけれども、やはり社会保障と税の一体改革というのは、消費税と社会保障だけじゃなくて、入る方、税の徴収、そして社会保険料の徴収、これを一体、そして一本化していくという意味もあるんじゃないかなというふうに思うわけであります。そして、この歳入庁の設立というのは、党では決定しております、年末そして年度末の素案、大綱の議論の中でも非常にこの部分は念押しをされているというものであります。

やはり、社会保険料をしっかりと徴収していかないといけない。未払いがある、四割が国民年金については未払いだ。ほかにも、やはり厚生年金の保険料も、天引きではあるんですけども、そもそも事業所が払っていないということもあるわけであります。ですから、国民皆年金、保険料というのは支払いは義務でありますけれども、そこを怠っていた部分があるのであれば、やはり

税金を徴収するがごとく、厳しく徴収する体制をとらないといけないということだと思えます。

それで、これまでの歳入庁の議論を聞いておきますと、まず安住大臣の答弁で、私が受ける印象としては、徴税権を持つ人材と旧社保庁、今の日本年金機構の人材には違いがあって、そこが懸念点である、実際、機能するのかどうかということをおっしゃっていました。

しかしながら、この懸念というのは共有はするものの、政府の出している三パターンの三番目で、だからといって、連携するだけでは私はいけないと思えますね。やはり歳入庁というものをつくって、しっかりとそのカルチャーの融合を図っていかないといけないんじゃないかなと思うわけがあります。

党の方では、歳入庁の設置について、先月中間報告をしたものがあります。そこには、歳入庁の対象業務として、一、「現在の国税庁の業務」、そして二として「日本年金機構の徴収業務」、これが入る。そして括弧して、「(対象職員の歳入庁への移籍は前提とはしない)」というふうに書いているわけがあります。

ですから、新しく歳入庁ができれば、そこで新しい人材を入れる、そして、そこに徹底した研修を施していくということで対応ができる、そのように思うわけがありますけれども、大臣はどのようにお考えになるでしょうか。

○安住国務大臣 党からいただいた結論は私も読みましたし、それを受けて、今度は、今、三類型について政府でやっておりますので、そうした岡田副総理のもとでやっている議論を私としては見守りたいと思いますが、ただ、言うべきことは言わせていただきます。

そもそも、国税庁自身に大きな問題があってこういう話が発生したのではなくて、これは御存じのとおり、年金機構のいわばあり方、このずさんな管理とでもいいますか、ましてや、本来しっかり徴収しないといけないものを取っていない、そういう問題が大きいわけですね。

私は、国として、これが一体化することによって全てよくなるのであれば十分やっただらいいと思います。何もそんなことで私がそのことを反対しているわけでは全くありません。

ただ、問題は、保険料の徴収業務と、国税というのは長い年限をかけて、いわば取りにくいところにもどんどん行って取ってきて、時には批判はされますが、しかし、私は、国民の中で税の公平中立なイメージといいますか、国民に定着、浸透させてきた貢献というのはやはり大きいと思います。

今でも国税庁に対する、税務署といいますか、そんなに国民は、さまざまな官庁はありますけれども、決して悪い評判ばかりではなくて、むしろ私は信頼感があると思います。今度の大地震でも、相当な業務を仙台国税局管内でこなしてくれました。能力の高さもあります。そこに、単に一概に、できが悪いと言ったら大変失礼ですけども、年金の徴収ができないからそれをくっつけちゃえというのは乱暴ではないかと。メリットがちゃんと生かせるように、ちゃんとやってほしい。

それで、今、白石さんからお話があって、要するに、年金機構の職員を引き継がなくていいんだ、だからいいじゃないかと。まあ、言われればそうかもしれませんが、だけれども、そんなに人の生首を簡単に切って、この業務だけ私どもの国税庁が引き受けますということが現実的にできるのかというと、私は、政治の世界、家族もいれば、年金機構の中にも優秀な方もいらっしゃるわけで、むしろ私は、年金機構がなぜそういう体質なのかと。

これはちょっと脱線しますが、NHKの受信料を集めるのもだめなんですよ、NHKというのは。それとむしろ私は年金機構はよく似ているなど、これは個人的な感想ですが、思っているんですよ。

国税庁の方が全然違う組織で、むしろ精度が高いんですよ、やはり。それは、変な話、いろいろな問題のある組織にだっけずけ入って行って税金を取るわけですから、場合によっては。そこが、統合することによってよくなるような体制にしてもらえばいいということでございます。

○白石委員 懸念点はわかりました。ですから、懸念点を克服するように、社会保険料もしっかりと取る。それが目的ですから、そのための体制というのをしていかなければならないと思うんです。

岡田副総理に御質問します。

副総理は、効率がアップするかどうかかわからない、つまり、対象が違うじゃないかと。税の徴収というのはかなり限られた高所得の方なのに対して、社会保険料というのは非常に幅広いところで、それを徴収機関を統合して、効率というのはアップするかどうか疑問である、このように私はとったんですけれども、やはり共通の部分というのはあるわけで、機能というのはあるわけで、それを統合することによって効率はアップすると思いますし、やはり情報面でも、同じ組織であれば、効率的にその情報を使って徴収に結びつけることができる、このように思うわけでありませう。

なかなか難しいというところがあったら、だからそれを敬遠してしまうのではなく、それを克服するというスタンス、姿勢が大切だと思うんですけれども、その点、副総理にお伺いします。

○岡田国務大臣 白石さん、これはマニフェストにも書いてありますし、私は基本的に歳入庁をつくる方向で議論しております。

ただ、今、安住財務大臣も言いましたが、やはり本当につくるということであれば、いろいろ悩まなければいけない点があるわけで、それはぜひ党の方でも同じ意識で議論していただきたいと思ひます。

先ほど言った、やはり機構の人はもう切り離すとおっしゃいますが、多分、支払いのところは残るとは思ひますけれども、だから全員じゃないにしても、本当にそういうことができるのか。

それから、かわりに新人を採って教育すればいいと言ひますが、国税庁のプロの皆さんを育てるには、それは相当な時間と手間暇をかけているわけで、そんな、新人を大量採用してかえれば

いいというものでもない、現実を考えたときに。

そして、私が一番悩んでいるのは、国税庁の所得税の申告者数は二千三百万人、それに対して、年金機構の国民年金の一号被保険者は千九百万人、しかし、その間にかなりオーバーラップしている部分もありますが、そうでない部分がある。特に国民年金の一号被保険者の中には、自営業者あるいはパートで働いておられる方、いろいろありますから、かなり所得の少ない人がたくさんおられて、国税庁の対象から外れている方がたくさんいるわけです。そういうところまで含めて全体を見ていこうとすれば、それは人も相当ふやさなければいけないし、やり方も、国税の徴収とまた違うノウハウも必要になってくる。そういうことが果たしてどうやったら実現できるかということをやはり具体的に検討していかないと、単純に二つくっつけばいいというものではない、だから私も悩んでいるということでございます。

○白石委員 障害があるのは当然でありますので、ぜひ克服していただきたい。

これは期限をひとつ区切って、党の方では区切らせてもらっているわけでありまして。マイナンバー制度の利用開始時、二〇一五年一月に歳入庁も発足させると。これを一つのめどとしてやっていただいて、これは、年金あるいは社会保険の信頼性で、不公平感を払拭させることがもちろんありますし、行く行くは新しい年金にも結びつくものでありますので、前提となっておりますので、ぜひよろしく願います。

次が、特例水準について。これは通告していなかったもので、私、ちょっと意見を申し述べさせていただきますというふうに思います。

特例水準の解消、私は民主党の年金ワーキングチームの事務局長ということで、政府の議論と同時並行的に意見具申をさせていただいております。党内で議論をしております。

それで、やはり、まず物価スライドというのは、今まで千円で買っていたものが千三百円になったら、その分、年金は上げる。しかし、逆に、千三百円で買っていたものが千円で買えるようになったら、そのときには年金もそのように下げさせていただきますよと、非常に納得のいくものであると思うんですね。それが、過去、二〇〇〇年から三年間、物価低下があるにもかかわらず引き下げられなかった。

大臣は、それは厳しいからということも挙げられておりましたけれども、やはりこれは、厳しい家庭も確かにあると思うんですが、しかし、これは適用しているのは全ての年金受給者でありますので、二階もある、あるいは三階もある、非常に高額の年金を受け取っている人も全てに適用されるものでありますので、これは金額にしたら大変なことになると思うものだと思います。

年金というのは毎年五十兆円支払いがある、そのうち税金が十兆円ですけれども。ですから、二・五%だったら毎年一・二五兆円、意図せざる払い過ぎということになって、国費は〇・二五兆円、二千五百億円ですけれども、年金保険料財政から出すものが一兆円あります。この一兆円というのが大きいものであります。低所得者加算が〇・六で何とかやろうとしている。でも、一兆円は、これは高額年金収入がある人も含めてでありますから。

ですから、今、積立金が公的年金で全て百七十兆円あるということなんですけれども、厚生年金はきょうの朝の百四十兆ですけれども、ほかのところもあわせて百七十兆で、それで毎年毎年一兆円、余分に意図せざる支払い過ぎ、過払いがあったとしたら、これはやはり次の財政検証のときに大変なことになりかねないということで、これはぜひ同時に配慮していただきたいなど。

もちろん、一気にというのは、これは大変ですから、今二・五％になっている、それを三年間かけて、〇・九、〇・八、〇・八。マクロ経済スライドが〇・九ですから、それに見合った水準で段階的にやろうということで、これは是認せざるを得ないなというふうに思うわけであります。

これは意見として申し述べさせていただきました。

そして、これまでの小宮山厚労大臣の年金に対する答弁を聞いて、確認したいことが二点ございます。それは、低所得者向けの加算についてなんです。

この制度についても、年金ワーキングチームで議論をしてきて、もちろん、その中には、納付意欲を阻害するものであってはならないというものでありました。これは議論に参加した議員も共通認識であったと思います。

低年金である方々、特に基礎年金に満たない方々は、いろいろな事情があったと思います。払ってきた人は汗水垂らして真面目に払ってきたということなんですけれども、では、払っていない人は真面目じゃなかったのかというと、そうじゃない事情の方もたくさんおられたと思うわけであります。その中で、意図的に払わなかった人、これはやはり、わかっているながら払っていないんだから、やむを得ない部分があるということだと思えます。

ですから、加算の中でも、六千円があるということなんですけれども、もう一つは一万円相当の加算も用意していて、一万円というのは、これはやはり納付意欲に配慮して、免除期間に応じて、免除期間というのはやはり理由があって払えなかったわけですから、その期間に応じて満額一万円を支払うということがあったわけですね。

合計一万六千円のうち一万円については、免除期間に配慮して、払わなかったにせよ、やむを得ない事情があった方々について満額一万円付加しようということで、納付意欲に配慮している。だから、六千円のところは、ここも未納期間に応じて、ペナルティーをかけるがごとく、減額しようかという議論もあったんですけれども、最終的には六千円定額でいこうということになった経緯がございます。

この部分は国費の部分であります。税金負担ですね。ですから、消費税を上げさせていただいたときにこれはスタートするわけでありますけれども、保険料と違って、国費、税金負担部分であるので、やはり裁量的なところはあると思うんです。納付意欲に配慮しないといけないのは、保険料の部分というのは、これは非常に配慮をしないといけない。一方、この税金負担の部分というのは、裁量があって、福祉加算的にできるんじゃないかということだと思えます。

ですから、大臣、いずれにしても、保険料を納めていただき、そして将来受給するという保険制度に基づく基本的な仕組みを維持しながら、不公平感を生じないように配慮していかないといけないというふうに思いますが、大臣のお考えをお願いします。

〔古本委員長代理退席、委員長着席〕

○小宮山国務大臣 御指摘いただいたとおり、今回の年金加算につきましては、低年金対策として一定の効果を出すこと、これが必要である一方、保険料の納付意欲をできるだけ損なわない、こういう仕組みとすることが非常に必要だというふうに考えています。

このため、今回の法案では、両方のバランスに留意をして、今委員が詳しく御紹介いただいたように、低年金対策としての効果を出すという観点から、対象者に対して一律六千円、それから、納付意欲への配慮という観点から、免除を受けた期間に応じた割り増し一万円ということで、最大一万六千円、こういうセットにさせていただきます。

現実に低年金の人がこれだけ存在しているということが喫緊の課題だということは、皆さん共有していただけたと思うんですね。今回の年金加算につきましては、現在の年金制度の基礎的、基本的な仕組みを前提に、公平性に留意をしながら検討してきたもので、ばらまきとか保険原理に反するといったものではないというふうに考えています。

○白石委員 ありがとうございます。

そして、昨日のやりとりの中で、この加算というのは、基礎年金の満額以下の年金で、かつ低所得者と認められた方ということなんですけれども、ということは、満額以下であれば、厚生年金受給者であってもいいわけですね。厚生年金受給者であっても低年金である人は加算が受けられるんだったら、働く意欲、そして保険料を支払う意欲がなくなるんじゃないかという質問があったと思います。

しかしながら、若いときに、高齢になってからどの程度の収入があるかというのは予測できないものでありますので、加えて、一番最初の質問にもありましたように、払わないといけないものは払わないといけないということでもあります。

ですから、今、低年金の問題、これは行く行くは、ほっておけば生活保護に結びついていくものであります。収入をどう使うかというのは、基本的にはその個人の自由でありますけれども、税金というのはしっかりと取らせていただく。保険料というのは、これは国のおせっかいかもしいけれども、やはり長生きしたときに大変なことになるよということで、ちゃんと徴収させていただくというものであります。

ですから、この制度というのは、現にある問題に対して我々はどう対処していくかということだと思っていて、だから、今現役世代の納付意欲を阻害するものと直ちには結びつかないものだと思いますが、大臣の御意見をお伺いします。

○小宮山国務大臣 これも委員が御指摘いただいたように、自分自身が将来低所得者加算の対象になるかどうかということは若いうちにはわからないわけですから、今回の加算は保険料の納付意欲を阻害するということはないと私も考えています。

今回の加算は、高齢期に低所得である人に対して、これは福祉的に行うものです。高齢期の加算を期待して現在の自助努力を控えるというよりは、日本人の気質からすれば、高齢期に低所得にならないように一生懸命働くということの方が考えられるのではないかと。そうしたことを促していくことが必要だというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、今のこの年金加算というのは、現実に低年金の人が存在している喫緊の課題に対応するためにこういう形を出しているのだから、ぜひその問題意識を共有していただいて、議論を詰めさせていただければというふうに思います。

○白石委員 確認させていただきました。ありがとうございます。

そして、質問要旨の一に戻らせていただきます。私、年金の仕事に携わらせていただいて、ここが一番問題だと思っているところなんです。それをちょっと皆さんと共有させていただきたいなと。

お手元に資料があると思うんですけれども、基本的に、日本の社会というのは自由経済であって、そして、社会保障というのはそれを包み込むものだと思うんです。自由経済を尊重しながら、そこからどうしてもはみ出てしまう、あるいは、それを後押ししなければならないものというのはあると思うんです。それは、若い世代であれば子育てである、高齢者であれば、それは医療、介護、そして年金だと思うんですけれども、自助でどうしても生活が成り立たない場合はどうするか、それもやはり、自由経済、自助からはみ出たところだと思うんですけれども、そこは高齢者の貧困の問題だと思うんです。

高齢者の貧困あるいは生活を支える制度というのは日本に二つあって、一つは老齢年金というもの、そしてもう一つは生活保護の半分。生活保護でも、きょう問題提起されていましたがけれども、働ける世代と、そして、六十五歳以上を超えたら、個人差はあるんですけれども、なかなか働くことが難しい、自助を求めるのは酷だという部分がある。ですから、生活保護の半分と言いましたがけれども、人数でいったら四割は高齢者の生活を支える制度だと思うんです。

一番最初のところでありますけれども、六十五歳以上の生活保護受給者というのが、被保護人員百六十七万人、これはちょっと古いんですけれども、その中で、全体の四割は高齢者、六十九万人、まあ、七十万人おられる。そのうち年金を受給していない方というのは三十七万人であります。

低所得者加算あるいは今回法案に出しているもののもう一つ、これは受給資格期間の短縮、十年にするということなんですけれども、このことによって、無年金者、四十二万人いたものが十七万人救われるということでもありますけれども、無年金者のほとんどが生活保護を受けているということだと思うんです。この無年金者、四十二万人と三十七万人の間の五万人というのは、何とかほかの方法で生活されているということだと思うんです。

この高齢者の割合、人数がふえています。平成二十四年二月、ことしの二月になると二百九万人にふえるということで、高齢者の割合が一定と仮定すると八十三万人になるわけでありませう。

生活保護には、四つぐらいで構成されていまして、生活扶助と住宅扶助、それから医療扶助、介護扶助とあるわけでありませう。それで、生活扶助というのが生活の基本的なものを支えていくということになると思ふんですけれども、その予算が一兆二千九百三十億円であつて、そこで四割ですから五千三百億円であります。生活保護全体でいうと、さっきと同じ計算式で、全体で三兆七千億で、その四割ですから一兆四千八百億になるわけですね。

これのサイズ、大きいですけれども、さっき言つた、年金五十兆円を毎年支払う、うち十兆円というのが公費なわけでありませう。一方、同じ高齢者の生活を支える制度である生活保護の高齢者向け生活保護費というのが一兆五千まで来ているわけですね。これは非常に大きなことだと思ふんです。つまり、年金の生活保障の機能は低下していると言わざるを得ないなというふうに思ふわけでありませう。

そもそも年金というのは国の大きなおせっかいであつて、得られた収入を使うのは自由でありますけれども、やはり、その中からある程度保険料を義務的に払ってもらつて、長生きリスク、老後の生活に備えさせる、強制的にさせるというものだと思ふんです。

そのあるべき年金というのは、まず第一に生活の最低保障機能、これが一番大事なことだと思ふんです。二つ目に働き方に中立であつて、そして三番目に財政的に信頼性が置かれる、こういうことだと思ふんです。その一番大切なところがぐらついているんじゃないかということです。

次のチャートなんですけれども、もう少し人数とかを頭に入れながら進めたいんですけれども、これは公的年金受給者の推移でありませう、毎年毎年ふえております。払うときは一つの制度なんですけれども、受けるときは転職とかいろいろあつて重複して受けるので、ここは延べの数なんですけれども、今話題にしていることからして、一番下の斜線の人数が一番ぴったりくるんだと思ふんです。

斜線のところは、これは国民年金とありますけれども、これは一号、二号、三号、そして障害者、遺族年金を受け取っている人、ですからほぼ全てですね。加えて、その一つ上が厚生年金保険なんですけれども、二階部分だけ受けている人が、今は支給開始年齢の移行期間中ですから、六十歳から六十五歳までの方は、国民年金、基礎年金は受け取っていないだけけれども、二階部分は受け取っている人がいるので、多いことになっております。

それはさておき、この一番下のところなんですけれども、毎年毎年、百万人ずつふえていつていくわけですね。百万人ずつ六十五歳になって、年金を受け取っているということでありませう。ただし、その中には低年金者の方もおられるということでありませう。

次のチャートでありますけれども、老齢基礎年金の年金月額分布であります。



これの総数で、赤丸をしましたがけれども、合計二千五百万人と、さっきの国民年金とほぼ平仄は合うわけですね。さっきの国民年金というのは、障害者年金、遺族年金を受け取っている人も含んでいますから、それを差し引けば大体平仄は合います。

その方々の老齢基礎年金の平均の金額というのは五万四千円であります。しかし、この中の多くの方は二階部分を受け取っている。

この内数として、右側に行って、基礎のみの方、この方々は八百五十五万人いて、それらの方の平均は四万八千九百円であります。五万円を切っているわけですね。

年金受給者の方々は、その六割が年金でしか生活していないという統計が出ております。六割の方が年金でしか生活していない。もしその年金が五万円を切っていて、しかも単身者だったらどうなりますかということなんです。これをまとめる申し上げますので。

その内訳として、また男子、女子と分かれております。男子は二百万人、女子は六百五十万人となっています。この基礎年金のみの中には三号の方も含まれております。一号、二号、三号がちょっとわからない方、一号は自営業者中心で、二号というのはサラリーマンあるいは公務員ですね。三号というのは被扶養配偶者。これからは、モデルケースということで専業主婦を念頭に申し上げさせてもらいますけれども、専業主婦の三号が含まれている。ですから、この女子の六百五十万人のうち、三号が相当含まれております。

三号の方は、御主人が御存命であれば、御主人の一階、二階、人によって、公務員であれば三階も含めて年金がありますから、そう困らない。もし御主人が亡くなっても、遺族年金で二階部分の四分の三相当金額がもらえるから、まあいいでしょうということなんですけれども、でも、やはり女性は長生きします。そういった御主人じゃない方もこの中にたくさんおられると思うんですね。

次のページ、三番目のチャートでありますけれども、年金の金額をヒストグラムにしたものであります。

基礎のみだけ見てみますと、右側のチャートですけれども、平均は四・九万円、五万円を切っているということなんですけれども、この中でやはり人数が一番多いのは三万円から四万円のところであります。ですから、平均は五万円近くあっても、実際人数が多いのは三万円から四万円。上の方は三号の方であるでしょうから、一号の方のここへの集中というのは非常に大きいんじゃないかというふうに思うわけであります。

そして、次のチャート、四番目のチャートですけれども、男性と女性に分けて見たものであります。

男性は五万四千円と、五万円を上回っているんですけれども、女性の方は四万七千円であります。三号とおぼしき上位のところを除けば、三万円から四万円のこの山は一号の方だと思います。また再度、女性は長生きされますから、これでやっていくのは非常に厳しいということです。

そして、五枚目であります。五枚目が高齢者のいる世帯の所得分布であります。

右側は単身世帯以外ということで、ここはいいでしょう、問題もありますけれども。

問題は、左側の単身世帯であります。非常に低いところに寄り添っている、固まっているということなんです。基礎年金の満額をもらって年収七十八万円、八十万円程度です。ですから、この五十から百のところに、ここに集まっていて、プラスアルファがおられる方もいますけれども、やはりそれでも、年収百五十万円あるいは二百万円以下でやってくれといったら相当厳しいんだと思います。

もちろん、扶養家族、今話題になっております三親等の方は扶養しないといけない、仕送りしないといけない、お小遣いを上げないといけない、そういう義務はあるにせよ、単身で暮らしていたらなかなかそうはいかない。むしろ、孫を連れてきて小遣いをせびられるというふうに言っていましたけれども、今の御時世、なかなか子供が親を扶養するというわけにはいかないのが現実だと思います。加えて、また再び、年金のみで暮らしていらっしゃる方は高齢者の六割であります。

ですから、そのことを考えれば、単身世帯というのは非常に厳しい状況にあるという現状であります。

六ページ目ですけれども、これまでは現在でした、これから将来について考えてみたいんですね。年金というのは非常に足の長い制度ですので、将来どうなるかということをやはり考えながら、制度を改善するなり、つくっていかないといけないと思うんです。

それで、この年齢別人口なんですけれども、これは二〇〇九年ですから三年前、一番下の年齢に三を足さないと今の年齢にならないんですけれども、それでも、大体、今までは六十五歳以上の方というのは非常に山としてはなだらかだったということだと思うんです。それでも、世界一の長寿国、高齢者が二三%を超えているということなんですけれども、今まさに団塊の世代の方々が六十五歳の一つの区切りを超えていっているということだと思うんです。

団塊の世代の一番のピークは一九四九年に生まれた方で、その学年、その一年に生まれた方は二百七十万人だったわけです。そして、今その方々が二百三十万人ぐらいですから、八割の方は六十五歳まで生きられて、高齢者としての生活を迎えるということになっています。ここをまず一つどうするか、量的に非常に拡大していくわけですね。

それから、五十代になったら大分ピークは落ちてきて、人数的にも百数十万人になってきているわけがありますけれども、ただ、今五十代の方々というのは、社会人になったときに一九八〇年代で、そのころから雇用均等法も同時に施行されましたけれども、そのころから派遣という職種という働き方ができて、当初はホワイトカラーのみでしたけれども、ですから、いわゆるパートの、少し時間が長い場合に派遣などが使われたのかもしれませんが、それがだんだん本格化して、一家の大黒柱が派遣になってくる、製造業派遣が解禁されてからなお一層だと思うんです。そういった方々ですから、ここの方々も正社員として待遇を受けていない方がたくさんおられるんじゃないかということでもあります。それから、就職氷河期、そして団塊の世代ジュニア、こう続くわけがあります。

ですから、まずは、量的に高齢者の方が非常に伸びて、その後、質的にも非常に格差を感じる世代が入ってくるということだと思っわけであります。

そして、七ページ目なんですけれども、高齢世帯数及び一般世帯総数の推移なんですけれども、一般世帯総数というのは五千万戸ぐらいで大体平準化しているということなんですけれども、これから伸びが見込まれるのは高齢者単身世帯、ここでは単独ということで、一番下のグリーンの斜線であります。これでいうと非常にふえているということがわかると思うんです。

これを数字で見たものが、次の八ページ目のところであります。

二〇一〇年、現在は高齢者の単独世帯というのが四百六十六万人であります。そのような方々が二〇三〇年には七百十七万人ということになる。ほぼ一・五倍になるわけですね。二百五十一万人増加するということでもあります。最近出た人口調査によると、今、高齢者の方というのは二千九百万人ありますが、それが二〇四二年には三千九百万人と一千万人ふえるわけですね。一千万人高齢者がふえるうち、二百五十一万人は単独、単身世帯であるということでもあります。

そして、次のページが一号被保険者について就業状況について見たものであります。

一番下のところ、平成二十年調査は、一号被保険者というのは、そもそも自営業主とその家族従業員、大体お父さんと経理等を手伝うお母さんを想定していたわけでもありますけれども、その想定の方々というのは一五・九%と一〇・三%で二五%程度しかいない。一方、常用雇用あるいは臨時・パートの方々が四割なわけでもあります。それは、この九年間で非常な伸び、九年前は二五%だったのが四〇%になっている。一方、典型的なパターンは三五%から二五%に下がっているということなわけですね。

加えて、無職のところも無視できない人数がおられると思います。三割であります。一号被保険者というのが今加入者が二千万人ありますから、六百万人が無職ということなんです。これも無視できない。もちろん、学生とかおられますけれども。

そして、次の十ページ目が、就業状況の中でも完納者。上の表ですけれども、完納者というのは、自営業主、家族従業者というのは六割程度であるのに対し、常用雇用、臨時・パート、いわゆる非正規雇用の方々が四〇%、三四%と非常に低いということで、免除を受けて納めているということだと思っんです。それらの方の本人の所得も、下に見られるように、非常に低いということでもあります。

それで……(発言する者あり)もうちょっと済みません、最後の方に出てきますので。

十一ページ目では、被保護世帯数の推移ということなんです。

これは、一番最初に申し上げたことをなぞる部分もあるんですけれども、被保護世帯数というの

が百二十七万戸あって、そのうち五十八万戸が高齢者世帯であるということでもあります。その伸びたるや、この二十一年度で見ると三万九千戸伸びているということなんです。もちろん、その他の世帯、つまり、この方々の多くは、働ける世代、年齢の方々は、リーマン・ショックの後、急激に伸びている、四〇%伸びているということなんですけれども、ここは、高齢者の世帯がふえていて、人数的にも、次の十二ページですけれども、大きく伸びているということでもあります。

それで、高齢者の生活を支える制度である生活保護、これについて、水準はどうなっているかという、この十三ページのものでありまして、単身を見るのでいいと思うんです。単身の生活扶助、東京は八万円あります。ほかの、都市によって金額は違うのでありますが、二の一のところという、松山市、地方の県庁所在地であります、そこは七万三千元。一方、地方の中堅都市である、西条、新居浜、四国中央市、この辺になると六万六千元。ここのところでちょうど基礎年金の満額にあるわけですね。

水準的にも、生活保護の水準の方は生活扶助のレベルで高いし、生活保護世帯というのはほとんど家を持っていませんから、これに住宅扶助がつくわけですね。住宅扶助がついて、東京だったら五万円程度、八万円とそれに住宅扶助の五万円がついて、月額十三万円。そこに、高齢者ですから、医療扶助がついていく、あるいは介護扶助がついていくということでもあります。

こういう現状があって、そして次のページが国民年金の今後についてであります。

国民年金の今後を二十一年の財政検証で、この経済前提、非常に非現実的であるということなんですけれども、運用利回りだけではなくて、物価上昇率が賃金上昇率に比べて低いということもあると思うんです。このことによって大きく助けられていると私は思うんです。運用利回りだけじゃなくて、ここも非現実的。

つまり、年金というのは、裁定するときは賃金で決めますけれども、その後のスライドは物価スライドですから、物価スライドであるならば、物価上昇率が低い方が助かるわけですね。保険料は賃金上昇率で増収するのに対して、支払いというのは裁定後からは物価スライドですから、助けられている。この非現実的と言われている前提であっても、国民年金はマクロ経済スライドを二十七年間やらないといけないということが出ているわけでありまして。加えて、特例水準もあって、意図せざる支出があるということなんです。

十五ページなんですけれども、物価上昇率ゼロでマクロ経済スライドを行うと仮定したらどうなるかということです。

特例水準の解消はどんな状況でもやるんですけれども、その後、デフレ下のマクロ経済スライド、これをやったらと仮定したら、二十七年後、二〇四一年、ちょうど高齢者の数がピークになるときに基礎年金の満額の金額は五万七十二円あります。

このことを考えたら、今まで、高齢者がふえてくる、量的にふえてくる、これからは、質的に格差のある方がふえてくる、単身世帯が占める割合、構成がふえてくるということでもあります。生活保護にどんどん今入ってきている状況に、これから三十年間、この国民年金の生活保障機能低下

を何とかしなければならぬと思うわけでありませぬ。

これで、質問なんですけれども、小宮山大臣、ちょっと法案のことはもうできませんでした。この社会の流れに対して、どのような政策の方向性で対処されようとしていますか。よろしくお願ひします。

○中野委員長 答弁いただきますと、せつかくですが、時間が実はなくなりました。簡単に。

ちょっと近藤君の了解をいたひて。

食ひ込みますが、厚生労働大臣小宮山洋子さん。

○小宮山国務大臣 なるべく短く。

今、るる御説明いただきましたけれども、国民年金制度ができてから五十年余りたつて、いろいろな状況が変わつた中で、何とか年金を信頼できるようにということで、今回、財政基盤と最低保障機能の強化を図ろうとしているところだす。

また、御指摘があつた生活保護との関係については、年金、生活保護、そしてできれば最低賃金、仕組み横断的に、どういふレベルがいいのかということも含めて、高齢者がふえていく中で、安心できる社会保障の仕組みをどうつくるのか、そこにしっかりと取り組んでいきたいというふうには考えています。

○白石委員 どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○中野委員長 これにて白石君の質疑は終了いたしました。

以 上